

## 岐阜県における消費者教育 ～内容と実践～

岐阜県環境生活部県民生活相談センター

## 岐阜県の消費者行政の体制



・すべての市町村において相談窓口が開設され、27/42市町において消費生活相談員を配置

# 「岐阜県消費者教育推進計画」

平成26年3月策定 平成26～31年度(5カ年計画)

## 消費者教育の目標

- 1 「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成
- 2 「消費者市民社会」の形成

自らの消費行動が社会経済や地域環境に与える影響を自覚し行動できる消費者の育成

「消費者市民社会」とは（『消費者教育の推進に関する法律』第2条より）

消費者が個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在および将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼしうるものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

- I 各ライフステージでの体系的な実施
- II 場や消費者の特性に応じた方法での実施
- III 教育人材の育成・活用
- IV 教育教材等の作成・活用
- V 多様な教育の担い手との連携

### 施策のポイント

- 誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて様々な場で、消費者教育を受けることができる
- 消費者教育教材の作成と人材育成

## ライフステージ別・教育の場別消費者教育取組状況

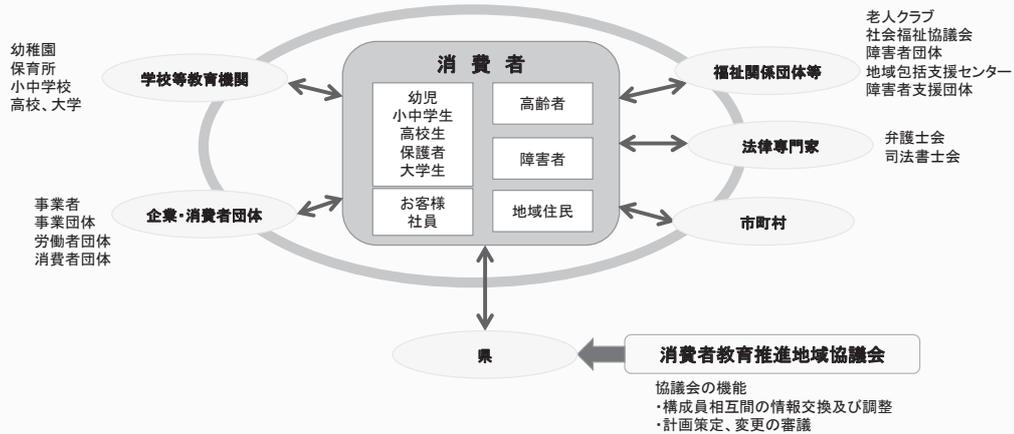
各期の特徴*	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		
					特に若者/大学生	成人一般	特に高齢者・障害者
教育の場	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任の理解、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活スタイルや価値観を確立し、自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期
学校等	学習指導要領に基づく教育						
		小中学生向け副読本(県教委)		高校生向け副読本	若者向け副読本		
	消費者教育出前講座						
	消費者教育教員研修						
	幼児向け教材を活用した広報啓発				若者向け教材を活用した広報啓発(※)		
家庭	幼児向け教材を活用した広報啓発	PTAの家庭教育学級等を活用した啓発(県教委)					
地域	消費者教育出前講座、新聞・ラジオによる広報啓発、見守りネットワークを活用した広報啓発、見守り者向け研修(消費者教育出前講座開催費、高齢消費者被害未然防止啓発事業費、消費者教育担い手育成事業費、高齢消費者被害防止取組連携事業費※)						
職域					消費者教育出前講座		
					社員研修		

※各期の特徴については、消費者庁作成の消費者教育の体系イメージマップによる

●多様な教育の担い手との連携

～ 消費者自身を含め、民間、行政それぞれが教育の担い手となり推進 ～

連携イメージ図



各主体が取り組むべき内容

<p>■学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校指導要領に基づく教育の充実</li> <li>・部会等での研究活動、教材の作成</li> <li>・学生や教職員を対象とした研修</li> </ul>	<p>■福祉関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の会合等の場を利用した教育</li> <li>・家族や見守り活動をする人への教育</li> <li>・障害者関係施設での講座等の開催</li> </ul>
<p>■事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様への情報提供</li> <li>・従業員に対する教育</li> <li>・CSR活動を通じての社会貢献</li> </ul>	<p>■法律専門家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域への講師派遣</li> <li>・法律相談会等への協力</li> </ul>
<p>■消費者団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での消費者教育の実施</li> <li>・学校や事業者、NPO等との連携</li> </ul>	<p>■市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育推進地域協議会の設置</li> <li>・消費者教育推進計画の策定</li> <li>・地域での講習会の開催や場の提供</li> </ul>

# 岐阜県の消費者教育の取り組み

## 1 幼児向け教材の作成・活用

「みみんちゃんのおかいもの」 絵本、紙芝居、ぬり絵本の作成

県内80カ所の幼稚園・保育所・認定こども園を訪問し、読み聞かせ、体験活動の実施

### ◆ストーリー

幼児期の消費者教育として欠かせない体験である「おかいもの」を題材に取り上げ、うさぎの「みみんちゃん」が、限られたお金で、作り手のことや身近な家族やお友達の喜ぶ顔も考えておにぎりの具材を購入し、みんなでおにぎりを作って食べるというストーリーです。教材を通じて、消費者として、商品の背景にある様々な側面に気づき、選ぶことの大切さを理解することを目指しています。

### ◆ねらい

- お買い物に関心を持つ
- お買い物には目的があることを理解する
- お買い物にはお金がいることを理解する
- 商品の売り手がいることを理解する
- 商品には材料と作り手がいることを理解する
- 商品を選ぶこととお金の使い方を考える



## 2 小・中学生、高校生期の消費者教育

### ○小・中学生向き

- ・消費者知識知っくBOOK(消費者教育副読本)
- ・消費者知識知っくタウン(DVD)

**あらすじ(DVD)** ゲームが大好き、お人好しでうっかりもののがっかリス君と、趣味は貯金と節約、お金を大切に使うしっかりもののがっかリスちゃん。2匹は岐阜の街でお買い物をしますが…



### ○高校生向き

- ・おっと落とし穴(消費者教育副読本)

**あらすじ** 里菜と健太、2人は同じ高校に通っている同級生。帰り道が同じなので一緒に帰ることも多い。消費者トラブルに次々と巻き込まれる姉や兄の話しながら、「自分たちが二十歳を過ぎて消費者として契約するようになったら…」と考えるようになる。



### ○若者向き(大学生、新入社員)

- ・若者向け消費者トラブル対策本(作成中)

## 教育人材の育成・活用

### 教員向け研修

- ・小学校家庭科教育夏季ゼミナール  
「家庭科における消費者教育」  
講師:文部科学省初等中等教育局教育課程課教育調査官 筒井恭子
- ・県地理歴史・公民科担当者会議(高等学校)  
「消費者市民社会を目指す消費者教育」  
講師:静岡大学教授 色川 卓男
- ・中濃地区家庭・福祉担当者会議(高等学校)  
「家庭科における消費者教育 環境教育・金融経済教育」  
講師:岐阜大学教授 大藪 千穂
- ・幼稚園等新規採用職員研修  
「幼稚園における消費者教育」  
講師:岐阜大学教授 大藪 千穂

### 担い手育成研修

- 消費生活相談員編  
消費者教育を行う人のための手引き書(やってみよう!ひろめよう!消費者教育)を使った研修
- 高齢消費者見守り者編  
民生委員、福祉委員、見守り隊、介護福祉士など高齢者を見守る立場の方々に向けた見守りポイントを学ぶ研修

## 高齢消費者被害防止推進モデル事業

県内5圏域において重点取組市町を選定し事業実施  
市町村＋社会福祉協議会＋α で実施

### 事例

見守り活動主体「近隣ケアグループ」(自治会主体の組織)  
市⇒社会福祉協議会へ委託

- ・「高齢者見守り手帳」「見守り通報シート」の作成
- ・高齢者宅訪問の際の消費者被害に関するアンケート実施
- ・見守り担い手への消費トラブルに関する研修会開催(司法書士会講師による座学と県消費者啓発推進員による出前講座(寸劇))

ご清聴ありがとうございました

